

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成31年 1月29日 (火曜日)

定期 第 3059 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三四五円(消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市中央区日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ
○規則	
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境農政・大気水質課)	55
○告示	
県税の収納事務の委託 (総務・税務指導課)	56
保安林の解除予定 (県西地域県政総合センター)	56
都市計画事業の事業計画の変更認可 (県土整備・都市計画課)	56
道路の区域変更 (県土整備・道路管理課)	56
道路の供用開始 (県土整備・道路管理課)	56
神奈川県営住宅条例による県営住宅の名称及び位置の一部改正 (県土整備・公共住宅課)	57
神奈川県収入証紙の販売者の指定 (会計・会計課)	57
青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)	57
○訓令	
神奈川県職員服務規程の一部を改正する規程 (総務・人事課)	57

○企業管理規程	
神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程 (企業・総務室)	58
○教育委員会教育長訓令	
神奈川県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する規程 (教委・総務室)	58
県立学校職員服務規程の一部を改正する規程 (教委・教職員企画課)	59
○公告	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律による監督処分 (環境農政・資源循環推進課)	59
県営土地改良事業の換地計画の策定 (環境農政・農地課)	60
開発行為に関する工事の完了 (県土整備・建築指導課)	60
政務活動費の交付の方法 (2件) (議会・経理課)	60
○入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (環境農政・総務室)	60

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

**規 則**

---

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 2号

**神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成 9年 神奈川県規則第113号) の一部を次のように改正する。

第 2条の 4 中「六価クロム化合物に限り、第15号に掲げる物質にあつてはシス体」を「六価クロム化合物」に改める。

第36条第 1項第 1号中「物質」の次に「(第15号に掲げる物質にあつては、シス体に限る。)」を加え、同条第 3項第 1号中「物質」の次に「第15号に掲げる物質にあつてはシス体に限り、」を加え、「し尿」を「し尿」に改める。

第48条の 5 中「条例第58条第 2項に規定する規則で定める」を「前条に規定する」に改める。

第55条の 2 中「(第26号様式の 2)」を「(第27号様式)」に改める。

第55条の 3 第 3項中「(第26号様式の 3)」を「(第28号様式)」

に改め、同条第 4項中「(第26号様式の 4)」を「(第29号様式)」に改める。

第55条の 4 第 2項中「(第26号様式の 5)」を「(第30号様式)」に改める。

別表第12の 2 の 1 の表 1、2—ジクロロエチレン (シス体に限る。) の項中「(シス体に限る。)」を削る。

第18号様式の 3 (付表 1) (裏) 中「(シス体に限る。)」を削る。

第27号様式から第30号様式までを削り、第26号様式の 5 を第30号様式とし、第26号様式の 4 を第29号様式とし、第26号様式の 3 を第28号様式とし、第26号様式の 2 を第27号様式とする。

第46号様式 (表) 中

平成 年 月 から平成 年 月 まで ( <input type="checkbox"/> 予定 )	を
<input type="checkbox"/> 未定	
平成 年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 予定 )	

に改める。

年 月 から 年 月 まで ( <input type="checkbox"/> 予定 )	に改める。
<input type="checkbox"/> 未定	
年 月 日 ( <input type="checkbox"/> 予定 )	

**附 則**

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。ただし、第36条、第48条の 5 及び第46号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

この公報は再生紙を使用しています

告 示

神奈川県告示第29号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 委託を受けた者

(1) 岐阜県岐阜市日置江 1 -58

株式会社電算システム

(2) 東京都新宿区新宿 4 - 1 の 6

L I N E P a y株式会社

2 委託に係る県税の税目

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第3項に規定する個人の事業税

(2) 地方税法第4条第2項第4号に規定する不動産取得税

(3) 地方税法第4条第2項第9号に規定する自動車税

(4) (1)から(3)までの県税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する延滞金

3 委託の期間

平成31年 1 月 10 日から同年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第30号

次のように保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 解除予定保安林の所在場所

足柄上郡山北町川西字モチアキド1,051の23から1,051の25まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

神奈川県告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成29年神奈川県告示第153号で認可の告示をした都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 施行者の名称

首都高速道路株式会社

2 都市計画事業の種類及び名称

横浜国際港都建設道路事業 1・4・6号高速横浜環状北線（馬場出入口）

3 事業施行期間

平成23年 3 月 25 日から平成34年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

横浜市鶴見区馬場一丁目及び馬場七丁目地内

同 神奈川県西寺尾一丁目地内

(2) 使用の部分

横浜市鶴見区上の宮一丁目、馬場一丁目及び馬場七丁目地内

同 神奈川県西寺尾一丁目地内

同 港北区菊名四丁目及び菊名五丁目地内

神奈川県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、平成31年 1 月 29 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類

県道

2 路線名

小袋谷藤沢

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
藤沢市柄沢字稻荷山189番1地先から	旧	7.2メートルから	394メートル
同 字石端155番3まで		9.3メートルまで	
同	新	12.0メートルから 22.8メートルまで	同

神奈川県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県藤沢土木事務所において、平成31年 1 月 29 日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名

県道小袋谷藤沢

2 供用開始の区間

藤沢市渡内字天嶽院下341番4から

同 柄沢字石端155番3まで

3 供用開始の日

平成31年 1月29日

神奈川県告示第34号

神奈川県県営住宅条例による県営住宅の名称及び位置（平成10年神奈川県告示第278号）の一部を次のように改正し、平成31年2月12日から施行する。

平成31年 1月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 公営住宅の表アメニティ座間の項中「座間市入谷4丁目2,891番」を「座間市入谷東三丁目5番」に改める。

神奈川県告示第35号

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）第5条第1項の規定により、次のとおり神奈川県収入証紙の販売者を指定した。

平成31年 1月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指 定 年月日	販 売 者 の 名 称	所 在 地
平成31年 1月22日	株式会社バックスグループ	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

神奈川県告示第36号

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）第9条第1項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

平成31年 1月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

興行の 種 類	題 名	製作会社等
映 画	快感ヒロイン ぶるるん捜査線	渡 邊 組

訓 令

神奈川県訓令第1号

庁 中 一 般  
出先機関一般

神奈川県職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 1月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県職員服務規程の一部を改正する規程

神奈川県職員服務規程（昭和28年神奈川県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第9条の4の次に次の1条を加える。

(在宅勤務)

第9条の5 職員（地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員及び任用期間の定めのある職員で別に定

めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、在宅勤務（職員の自宅又は職員が介護を行う要介護者の自宅等における情報通信技術を利用した勤務をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

- 職員は、前項の規定により在宅勤務を行おうとするときは、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。
- 前項に規定する場合において、所属長は、担当業務の内容、業務遂行能力、勤務時間中の自己管理能力、他の職員との均衡その他の事情を考慮した上で、公務の運営に支障がないと認めるときは、在宅勤務を承認することができる。
- 第9条の2第6項の規定にかかわらず、在宅勤務を行う日の勤務時間については、所属長が認めた場合は、同条第1項に規定する勤務時間とすることができる。
- 第1項から前項までに定めるもののほか、在宅勤務に関し必要な事項は、別に定める。

第43条第1項中「第9条の3」の次に「、第9条の5」を、「次の各号に掲げる職員」の次に「(第9条の5に規定する所属長の事務にあつては、第1号及び第2号に掲げる職員に限る。)」を加え、同条第2項中「第9条の3」の次に「、第9条の5」を加える。

第2号様式、第4号様式、第6号様式、第9号様式から第14号様式の2まで、第16号様式から第19号様式まで、第21号様式及び第23号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第25号様式及び第26号様式中「かぎ」を「鍵」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第27号様式及び第28号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第32号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、

100	50	45	30	20	10	8	5	4	3	2	1
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

を

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に

改める。

附 則

1 この訓令は、平成31年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第25号様式、第26号様式及び第32号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。）公表の日
- (2) 第2号様式、第4号様式、第6号様式、第9号様式から第14号様式の2まで、第16号様式から第19号様式まで、第21号様式及び第23号様式の改正規定、第25号様式及び第26号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）、第27号様式及び第28号様式の改正規定並びに第32号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）平成31年7月1日

2 この訓令の施行の日前に行われた在宅勤務に係る承認その他の手続は、改正後の第9条の5及び第43条の規定による承認その他の手続とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

### 企業管理規程

#### 神奈川県企業管理規程第 1 号

神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 大 竹 准 一

#### 神奈川県企業庁職員服務規程の一部を改正する規程

神奈川県企業庁職員服務規程（昭和38年神奈川県企業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第12条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（在宅勤務）

**第12条の 5** 職員（地方公務員法第22条第 1 項に規定する条件付採用になっている職員及び任用期間の定めのある職員で管理者が別に定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、在宅勤務（職員の自宅又は職員が介護を行う要介護者の自宅等における情報通信技術を利用した勤務をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

- 2 職員は、前項の規定により在宅勤務を行おうとするときは、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、所属長は、担当業務の内容、業務遂行能力、勤務時間中の自己管理能力、他の職員との均衡その他の事情を考慮した上で、公務の運営に支障がないと認めるときは、在宅勤務を承認することができる。
- 4 第10条第 6 項の規定にかかわらず、在宅勤務を行う日の勤務時間については、所属長が認めた場合は、同条第 2 項に規定する勤務時間とすることができる。
- 5 第 1 項から前項までに定めるもののほか、在宅勤務に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第49条の 3 中「第12条の 2」の次に「、第12条の 5」を、「次の各号に掲げる職員」の次に「(第12条の 5 に規定する所属長の事務にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる職員に限る。)」を加える。

第 1 号様式、第 3 号様式、第 5 号様式、第 7 号様式から第13号様式の 2 まで、第15号様式、第17号様式、第19号様式及び第20号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第21号様式及び第22号様式中「かぎ」を「鍵」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第23号様式、第24号様式及び第26号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第27号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、

100	50	45	30	20	10	8	5	4	3	2	1
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

を

円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

に

改める。

#### 附 則

1 この規程は、平成31年 2 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第21号様式、第22号様式及び第27号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。）公表の日

(2) 第 1 号様式、第 3 号様式、第 5 号様式、第 7 号様式から第13号様式の 2 まで、第15号様式、第17号様式、第19号様式及び第20号様式の改正規定、第21号様式及び第22号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）、第23号様式、第24号様式及び第26号様式の改正規定並びに第27号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）平成31年 7 月 1 日

2 この規程の施行の日前に行われた在宅勤務に係る承認その他の手続は、改正後の第12条の 5 及び第49条の 3 の規定による承認その他の手続とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

### 教育委員会教育長訓令

#### 神奈川県教育委員会教育長訓令第 1 号

庁 中 一 般

所管機関一般

神奈川県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

#### 神奈川県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する規程

神奈川県教育委員会関係職員服務規程（昭和38年神奈川県教育委員会教育長訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条の 3」を「第13条の 4」に改める。

第13条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（在宅勤務）

**第13条の 4** 職員（職の設置規則第 3 条第 1 項に規定する技能職員、地方公務員法第22条第 1 項に規定する条件付採用になっている職員及び任用期間の定めのある職員で別に定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、在宅勤務（職員の自宅又は職員が介護を行う要介護者の自宅等における情報通信技術を利用した勤務をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

- 2 職員は、前項の規定により在宅勤務を行おうとするときは、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、所属長は、担当業務の内容、業務遂行能力、勤務時間中の自己管理能力、他の職員との均衡その他の事情を考慮した上で、公務の運営に支障がないと認めるときは、在宅勤務を承認することができる。

4 第13条第6項の規定にかかわらず、在宅勤務を行う日の勤務時間については、所属長が認めた場合は、同条第1項に規定する勤務時間とすることができる。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、在宅勤務に関し必要な事項は、別に定める。

第45条第1項中「第13条の3第1項」の次に「、第13条の4」を、「当該所属長等」の次に「(第13条の4に規定する所属長の事務にあつては、職の設置規則第6条第1項に規定する副室長、副課長、室長代理、課長代理、専任主幹及び専任技幹を除く。)」を加え、同条第3項中「第13条の3第1項」の次に「、第13条の4」を加える。

第2号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式、第9号様式、第12号様式から第21号様式まで及び第23号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第24号様式及び第25号様式中「かぎ」を「鍵」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第26号様式から第28号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附 則**

1 この訓令は、平成31年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第24号様式及び第25号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。）公表の日

(2) 第2号様式、第4号様式、第6号様式、第8号様式、第9号様式、第12号様式から第21号様式まで及び第23号様式の改正規定、第24号様式及び第25号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）並びに第26号様式から第28号様式までの改正規定 平成31年7月1日

2 この訓令の施行の日前に行われた在宅勤務に係る承認その他の手続は、改正後の第13条の4及び第45条の規定による承認その他の手続とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**神奈川県教育委員会教育長訓令第2号**

各県立学校

県立学校職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年1月29日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

**県立学校職員服務規程の一部を改正する規程**

県立学校職員服務規程（平成12年神奈川県教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の2」を「第12条の3」に改める。

第12条の2の次に次の1条を加える。

(在宅勤務)

**第12条の3** 職員（地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員、任用期間の定めのある職員で別に定め

るもの及び総務室長又は行政部教職員企画課長が別に定める職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、在宅勤務（職員の自宅又は職員が介護を行う要介護者の自宅等における情報通信技術を利用した勤務をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

2 職員は、前項の規定により在宅勤務を行おうとするときは、あらかじめ当該職員の所属する学校の校長の承認を受けなければならない。

3 前項に規定する場合において、校長は、担当業務の内容、業務遂行能力、勤務時間中の自己管理能力、他の職員との均衡その他の事情を考慮した上で、公務の運営に支障がないと認めるときは、在宅勤務を承認することができる。

4 第11条第3項の規定にかかわらず、在宅勤務を行う日の勤務時間については、校長が認めた場合は、同条第1項に規定する勤務時間とすることができる。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、在宅勤務に関し必要な事項は、別に定める。

第1号様式、第2号様式及び第4号様式から第29号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第30号様式及び第31号様式中「かぎ」を「鍵」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第32号様式及び第33号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附 則**

1 この訓令は、平成31年2月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第30号様式及び第31号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。）公表の日

(2) 第1号様式、第2号様式及び第4号様式から第29号様式までの改正規定、第30号様式及び第31号様式の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）並びに第32号様式及び第33号様式の改正規定 平成31年7月1日

2 この訓令の施行の日前に行われた在宅勤務に係る承認その他の手続は、改正後の第12条の3の規定による承認その他の手続とみなす。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**公 告**

平成31年1月17日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、次のとおり処分を行いました。

平成31年1月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 処分を受けた者

(1) 所在地 千葉県千葉市中央区栄町35番14号

(2) 名 称 株式会社関東ミキシングコンクリート

(3) 代表者 代表取締役 帯川 秀高

2 許可の内容

許可の種類	事業の区分	許可年月日	許可番号	取り扱う廃棄物の種類
産業廃棄物収集運搬業	収集運搬(積替え・保管を除く。)	平成26年6月18日	01400153383	汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、及びがれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

開発許可年月日及び許可番号(変更許可)	平成30年8月21日 神奈川県指令西土第610022号 (平成30年10月10日 神奈川県指令西土第610028号)
---------------------	---

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第6条第1項の規定により会派届の提出がありましたので、同条例第7条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県議会議長 桐 生 秀 昭

- 1 会派の名称  
輝く相模原の会
- 2 政務活動費の交付の方法  
議員に交付する方法

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第6条第1項の規定により会派届の提出がありましたので、同条例第7条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県議会議長 桐 生 秀 昭

- 1 会派の名称  
厚木クラブ
- 2 政務活動費の交付の方法  
議員に交付する方法

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を除く。)の許可取消し

4 処分年月日

平成31年 1 月 17 日

5 処分の理由

株式会社関東ミキシングコンクリートは、平成30年12月17日に、千葉県知事から、法第14条の3の2第1項第5号に該当したことにより産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消された。

これにより、法第14条第5項第2号ニ(同号イ(第7条第5項第4号ニ))に該当するに至り、法第14条の3の2第1項第3号に該当するため。

土地改良法第89条の2第1項の規定により、県営ほ場整備事業(大田地区)の換地計画(第3換地工区)を定めました。

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 縦覧に供する書類の名称  
大田地区(第3換地工区)の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成31年 1 月 30 日から同年 2 月 27 日まで
- 3 縦覧の場所  
伊勢原市役所

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡松田町松田惣領字店屋場495の1ほか3筆
開発区域の面積	794.81平方メートル
開発許可を受けた者の住所	足柄上郡開成町吉田島4,352の8
開発許可を受けた者の氏名	武相宅建株式会社 代表取締役 相澤 透

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

平成31年 1 月 29 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 調達内容
  - (1) 件名  
平成31年度かながわ環境整備センター施設維持管理業務委託
  - (2) 履行期間  
平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日まで
  - (3) 履行場所  
かながわ環境整備センター施設内(横須賀市芦名3-1,990)
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
  - (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「污水处理施設等保守管理の委託」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
  - (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
  - (4) 仕様書に示す業務を履行する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話 (045) 210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

平成31年2月25日(月)午後5時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎3階 神奈川県環境農政局総務室経理グループ 代田紀子 電話 (045) 210-4031

(2) 入札説明書の交付期間

平成31年1月29日(火)から同年2月25日(月)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を平成31年2月25日(月)午後5時までに3の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁新庁舎3階 神奈川県環境農政局総務室経理グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入開札を行います。

(1) 入札期間

平成31年3月8日(金)午前8時30分から同月11日(月)午後5時まで

(2) 開札日時

平成31年3月12日(火)午前9時

なお、郵便による入札をしようとする者は、平成31年3月11日(月)午後5時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 契約の締結

契約の締結は、平成31年4月1日以後に行います。また、平成31年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがあります。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

8 Summary

(1) Subject matter of the contract : Commission of the operation and maintenance work of the industrial waste final disposal facility for FY2019

(2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m., March 11, 2019

(3) Contact point for the notice : Noriko Shirota, Accounting Group, Office of General Affairs, Environment and Agriculture Bureau, Kanagawa Prefectural Government, Nihon-odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-4031